【議事内容】

文化審議会文化財分科会企画調査会(第2回)

- 1. 日 時 平成29年6月21日(木)10:00~12:00
- 2. 場 所 東海大学校友会館 朝日の間 (霞が関ビル35階)
- 3. 出席者 委員 山本会長,岩崎委員,亀井委員,金野委員,高橋委員,田辺委員,中川委員,西村委員,原委員,藤田委員,湯浅委員

(計11人)

外部有識者 堀田全国国宝重要文化財所有者連盟役員,後藤全国国宝重要文 化財所有者連盟常務理事・事務局長,三田全国重文民家の集い 理事,高林全国重文民家の集い理事,井澤全国史跡整備市町村 協議会会長(国分寺市長)(計5人)

文化庁 中岡文化庁次長,山崎文化財部長,大谷伝統文化課長,圓入美術学芸課長,大西記念物課長,豊城参事官(建造物担当),石崎文化財保護調整室長,菅野伝統文化課課長補佐,村上文化庁地域文化創生本部研究官(計9人)

4. 議事等

【山本調査会長】 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより第2回文化審議会文化財分科会企画調査会を開催したいと思います。御出席の皆様方におかれましては本当に、きょうは強風が吹くかもしれないと言われていますけれども、この天候の中、お忙しい中、ありがとうございます。本日は、前回にも御確認頂きましたように、文化財の所有者や管理者の方々をお招きし、ヒアリングと意見交換を行うということでございます。

まず初めに配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 皆様おはようございます。文化庁伝統文化課の菅野です。本日の資料の確認をさせていただきます。お手元を御覧くださいませ。1番目に議事次第と書いてある紙の後ろに、資料1、資料2、資料3まで、こちら本日御発表頂く皆様から御提供頂きました資料です。その後ろに参考資料1。参考資料2が名簿でございます。参考資料3が前回の配付資料の主なものとして1枚お配りしております。参考資料4が基礎資料ということで、こちらも前回と同様のものをお配りしております。本日メインテーブルの皆様には全史協会報ということで全史協様からお配りいただいている資料がございます。もし不足等ございましたら事務局までお申し付けくださいませ。以上でございます。

【山本調査会長】 資料はよろしゅうございましょうか。それでは本日初めて御出席の 委員がおられますので御紹介いたします。まず中川理委員でございます。

【中川委員】 よろしくお願いいたします。

【山本調査会長】 また、本日新たに委員に加わっていただくことになりました藤田伊 織委員でございます。

【藤田委員】 この調査会委員の参考資料2の下の方に書いてありますが、公共建築協会に勤めております藤田と申します。私はどちらかというと建築の担当ということで、少しだけお話をさせていただきますと、昔、神戸の地方裁判所を外壁保存したプロジェクトとか、上野の国際子ども図書館の、安藤忠雄さんが設計された事業の保存とか、霞が関の法務省の赤れんがの問題とか、伝統技術でいうと京都の迎賓館のときに、伝統技術の職人さんたちと一緒に仕事をさせていただいたことがありましたので、そんな経験が少しでもお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

【山本調査会長】 では中川委員も少し御紹介をよろしくお願いいたします。

【中川委員】 私は京都から来ました。京都もすごい雨でした。私の専門は近代建築、 とりわけ日本の近代の建築や都市の歴史を扱っております。そのため、京都を中心とした 近代建築の保存・再生の事業に様々な形で協力させていただいている経験がございます。 よろしくお願いいたします。

【山本調査会長】 どうぞよろしくお願いいたします。それでは議事に移らせていただきます。まず文化財の所有者等からのヒアリングとして、本日は三つの団体にお越しいただいておりますので御紹介いたします。まずは公益社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟より、堀田様、後藤様でございます。きょうはどうぞよろしくお願いいたします。報告はまた後でやっていただきます。3団体御紹介させていただきます。すみません。次に特定

非営利活動法人全国重文民家の集いより,三田様,高林様にお越しいただいております。 よろしくお願いいたします。次に全国史跡整備市町村協議会より,井澤様にお越しいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速でございますが、堀田様、後藤様より御発表をお願いいたします。よろし くお願いいたします。

【堀田全文連役員】 おはようございます。京都にあります浄土宗の総本山、知恩院からやってまいりました。きょうは全文連を代表いたしまして発言をさせていただきます。

まず全文連についてでございますけれども、全文連は国宝・重要文化財所有者の集まりでありまして、昭和52年9月に現在の全文連の基礎となる組織が発足いたしました。平成24年に公益社団法人となっております。現在、会員数は賛助会員を含めて740、そのうち神社が180、寺院が320、民家等が88、賛助会員が152の会員で活動しております。ちなみに、平成28年度までに国宝・重要文化財に指定されている件数は、国宝が1、101件、そのうち建造物が222件、美術工芸品が878件、重要文化財が1万2、009件、そのうち建造物が2、233件、美術工芸品が9、776件という内訳になっております。

それではレジュメに従って発表いたします。資料2ページに国宝・重要文化財所有者の現状と課題という見出しでレジュメがありますので、それに従って発言させていただきます。 まず国宝・重要文化財所有者の現状と課題に関してでございますけれども、3点挙げられると思います。1点目は日常的な維持管理、2点目は保存と継承、3点目は公開と活用。

まずは日常的な維持管理でございますけれども、問題はやはり金銭的な部分であろうかと思います。大小、各国宝・重要文化財を抱えておりますと、その維持管理だけでも年間数百万円、数千万円、場合によっては億単位の費用が掛かります。老朽化による修理、拝観・参拝者による損壊等、様々なケースがありますが、ささいな毀損でもその修理費用は膨大になります。昨今で言いますと、自然災害やニュースにもありますような事件性を伴う人的被害、また動物等の被害、想定はできますが、基本的には突発的なものになります。その修理費用の捻出においても大変厳しいものがあります。また、地方に行きますと、過疎化や高齢化による神社・仏閣側の後継者の不足、これは無住の社寺等を生み出す根本的な要因になります。その影響により文化財放置を誘発させる。今後はこれが加速度的に進んでいくと思われます。このような状況は、神社・仏閣に関しては氏子、檀家、信者といった神社・仏閣を支えていただいている方々の御支援、御寄進等によって保存・維持を行っていたわけでありますけれども、この支えていただいている皆様方が、高齢化をはじめ、

また信仰に基づく後継者の不足,いわゆる宗教離れ,無宗教といった世間で言われている 状況が見出されているわけでございます。こういった背景を鑑みても,今後の寺社・仏閣 の維持,それに伴う文化財保存が難しくなっていく,これが文化財所有者側の問題だと思 っております。

次に保存と継承についてでありますが、こちらは修理資材、修理技能者の後継者、修理 費用、おのおのが不足している現状があります。修理に使う木材の確保でありますとか、 白壁の材料である石灰が不足しているなどもお聞きしますし、また檜皮葺に使う檜皮不足 により、文化財指定を外して銅板に変更するなどのお話も聞いたりいたします。そのため に自前で植樹をし、材料を確保するなどの方策をとられているなどもありますが、今後の ことを考えますとますます深刻な資材不足が懸念されます。

次に、文化財保存・継承のもう一方で、文化財保護法にもありますように、貴重な国民的財産である文化財を大切に保存管理するとともに、できるだけこれを公開するなど、文化的活用を求められております。文化財の継承における義務と申しますか、意義の一つである、広く一般の方々にも触れていただく、知識や教養、趣味、芸術等としての文化財であります。公開するに当たっては、建造物、美術工芸品等、種々問題があります。建造物、美術工芸品双方ともに共通する課題は防犯・防災、警備上の問題や、公開の施設の有無、公開に当たり人員の配置等、やはり設備投資や人件費等、費用の問題が出てきます。安全面でいきますと、耐震補強や免震設備、自然災害対策も公開には必要なこととなります。

以上、現状と課題のまとめといたしましては概略的な現状を説明させていただきましたが、全てに共通しているのが不足という言葉でくくられると考えております。資材不足、人材不足であります。その二つにかかってくるのが資金不足であります。この不足といったテーマにおいてどのような方策があるのかが、今まで、またこれから検証や構想を含めた上で特に重要な部分であると考えております。

次に,3番目の文化財の一体的活用と地域振興に向けて必要な対応に関してでございます。 文化財の一体的活用と地域振興に向けて必要な対応ということですが,以下の4点が挙げられます。

まず1点目,地域の宝たる文化財を地域で支える体制。先ほども申し上げました中に,文化財の意義として広く一般の方々への公開ということがありましたが,まずは文化財というものはどういう歴史,役割を担ってきたか等の啓蒙活動が重要であると思います。文化財がどういったものであるかを理解していただく。それを理解していただいた上で活用方

策を導いていく。つまり、管理や活用には人手や資金も必要であり、所有者だけではできない現状を広く知っていただくこと。その上で地域全体で協力していただける雰囲気、機運を高めていけるような状況に持っていければ理想ではありますが、かつ必要不可欠なものであります。現在はクラウドファンディングなどの資金調達方法もありますが、あのようなより多くの人々に協力を得る方法、またそれと同様の方法で文化財への認知度も高めていければ理想的であると思っております。

2番目,自治体の積極的な関与を期待。適切な保存管理の計画体制整備ですが,先に述べた現状項目と重複する部分でもあります。文化財保存修理に関わる職人,つまり担い手,それに伴う資金を確保することが困難である現状の中,その部分を所有者のみで対策するのではなく,自治体やNPO法人,民間企業との連携,つまり共同体としての活動が必要ではないかと考えられます。またこういった手配等に関しては,所有者負担を軽減するために第三者機関を設け,保存活用について相談できる組織が必要ではないかと思います。

3番目,適切な保存活用の確保。次に保存活用のための方針の明確化でございます。全文連では、文化財保存管理ハンドブック等、実務マニュアルを作成し、会員の皆様等へ理解周知を行っております。資料の1ページにありますこのガイドブックであります。ハンドブックには建造物に対する保存と管理等、また同じく美術工芸品についても公開や活用に至るまで、詳細に記述しております。こういったものに、さらに活用するためのガイドライン、つまり基準や方針を示していただけるとさらに今後の活動が幅広いものになっていくのではないかと思っております。

4番目,国家戦略としての横断的な取組。国家戦略としての横断的な取組でございますが, ここ数年,特に京都・奈良等をはじめとする文化財鑑賞を目的とした外国人観光者が多く 来られます。いわゆるインバウンドと称される方々でございます。こういった方々を含め 一般に公開・活用ということになってくると思います。社寺等を核とした観光ルートの設 定でありますとか,周辺環境の整備,観光に伴う駐車場等の確保が必要不可欠な要素も生 じるのではないかと思っております。

総論といたしまして、以上概略ではありますけれども、現状についての説明をさせていただきました。全文連としての意見を述べさせていただきましたが、現状と申しましても全てを網羅できるわけではありません。各社寺、個人所有の皆様方、また各地域において状況は多岐にわたっておりますので、一概にこれらが全て当てはまるということではございません。しかし、全てにおいて共通しているのは、先ほども申しました不足ということ

でございます。中でも資金不足は全文連所有者の共通・共有の問題でもあります。これは 今まで以上に文化財保護に財政を含めた国の積極的な関与を望むというのが切なる願いで あります。この辺を御理解頂き、御支援頂ける環境を作っていただきたいと思っておりま す。以上でございます。

【山本調査会長】 ありがとうございました。本当に貴重な御経験に基づく御提言を頂きました。意見交換は三つの団体が全て終わりましてから行いたいと思います。

それでは次に三田様, 高林様, お願いいたします。

【三田重文民家理事】 それでは、私ども全国重文民家の集いという団体につきまして御報告させていただきます。私どもの全国重文民家の集いと申しますのは、当初任意団体といたしまして40年前に設立されました。そしてちょうど10年前にNPO法人としての設立になっております。私たちの団体の目的は何かと申しますと、重文民家の維持管理、保存、活用に関する情報の交換を行う。所有者同士、どのようにしていったらいいのかということを含めまして情報交換をする。2番目には、所有者たち、それから建築の専門家の先生方、あるいは行政、そして最近とみに増えてまいりました古民家ファンという一般の方がいらっしゃいます。こういう方との交流を深めまして重文民家への理解を深めていただくということであります。それから地域社会との交流を通じまして、地域の歴史でありますとか、文化の保存に貢献していこうじゃないか、役に立っていこうじゃないかというのが主な目的であります。

ところで、重要文化財の民家、略しまして重文民家というのは一体何なのかということでございますけれども、民家ですので、神社・仏閣とか、武家屋敷といった建物ではありませんで、一般庶民の古民家であります。たまたま文化庁の英文ウエブサイトにすばらしい表現がありまして、バナキュラー・プライベート・ハウスという英文がございます。単にプライベートハウスではなくて、バナキュラーという言葉があります。このバナキュラーという言葉は一体何かということになりますと、その地方特有の、あるいはその時代特有のという非常に的確な表現が使われております。決して絢爛豪華な御殿ではありませんで、その地方、その時代の特徴を顕著に残している建造物として国が重要文化財に指定したものであると思います。そのほとんどの民家では、現在も所有者が住まいとして使っているというのが現状であります。

かつて戦前は、重文民家と申しますのはそれぞれの地方におきまして中心的な存在でした。そしてその地域の頂点に立って、言うなれば広大な農地を所有し、山林でありますと

か,あるいは広大な敷地を持って、農業、あるいは工業、そしてまた商業などのその地域 の産業に非常に大きな貢献をしていたところであります。ただ、戦後になりまして、農地 解放や、財産税、相続税といったものの改定によりまして、旧来の重文民家を支える財政 的な基盤が失われていったと言えると思います。そしてその後、建物としてだけの民家が 残りまして、国からの文化財指定を受けまして維持保存を継承しているのが現状です。現 在の重文民家の所有者を支えているのは、表現を借りますと家系を継ぐ後継者としての誇 りと申しますか、矜持が支えているのではないかと思います。

現在,重文民家の物件と申しますと、日本全国に約400軒あります。そのうちの約200軒が個人所有であり、私どものこの集い、この会の会員になっているのはざっと120軒です。この120軒のメンバーのかなりの数が、先ほど御説明頂きました全文連の会員にも登録しており、民家の部ということで民家部会を構成しています。私どものこの重要文化財民家の世界にも少子高齢化の波が押し寄せております。これは例外ではありません。所有者の平均年齢が73歳、非常に高齢化しております。そして60歳以上の所有者と範囲を区切りますと、実に80%の民家が高齢化しております。

ただ、私どもの民家と申しますと、一般の住宅と比べますと結構大きな屋敷でありまして、立派な門構えを持っているということで、周囲の人からすれば非常に裕福な生活をしているのではないかという目で見ておられる方が多いんですが、決してそうではありません。所有者の4割が年金生活者です。また、修理なども退職金を充当しておるといった環境の中で、近年私どもが非常に心配しておりますのが、個人所有の手を離れて公有化される。各地方自治体の所有に委譲されるケースがだんだん増えてきております。自治体に公有化されました場合には、重文民家の維持管理の経費は最低でも年間500万円から1、000万円が費やされているわけであります。これが個人の負担で行われているわけですけれども、公有化になりますとこれが税金でもって行われることとなります。今後ますます公有化が進むことはある意味避けられないのではないかと思います。

また、地方自治体も財政難の折から、メンテナンスとか公開の活用が十分に行われておらずに、放置されているケースがよく見られます。今や重要文化財の民家は大きな負担であるとも言えるわけです。会員の中には非常に極端な表現を使って、マイナスの遺産であると言う人もあります。これら国民の財産とも言うべき重要文化財の民家を世代を超えて、次の時代まで維持・保存をしていく、そのためにはいろいろな管理活用の仕組み作り、あるいは財政的、税制上の支援の充実が必要ではないかと思っております。例えば毎年小さ

な修繕が始終必要であります。そういった小規模な修繕であるとか、将来に向けての大規模修繕のために、私たちはこつこつとお金をため込んでいるわけですけれども、その修繕の資金も、その当主が亡くなりますと相続税の対象になってしまいます。また、修繕のために資金を捻出するということで資産を売却いたしました。そうしますと譲渡所得税がそれにかかってくる。国民の財産とも言うべき文化財の保存にこういう矛盾のある税制が果たして正しいのか、こういう税制が本当に公平と言えるのかという声が会員の皆さん方からもよく聞こえてきます。

一方、見方を変えまして、経済性の問題から、今度は文化伝統という分野に入っていきますと、私どもでは、古くから伝わっている伝統行事を各おうちで持っておられます。その地域で失われつつある文化をささやかに継承していく、こういう仕事も我々の中にあります。もし所有者が重文民家を手放してしまいますと、そういった伝統の行事であるとか地域文化が失われてしまうという悲しいことになっていくわけです。重要文化財の民家が着実に次の世代に引き継がれていきますと、ある意味非常に魅力的な建物が残り、町の景観や地域の文化の維持に役立っていくと思っております。これらが観光資源としてその地域の活性化につながっていくのではないかと思っております。そういう関係から、住んでいる所有者の子孫が次の世代へどんどんとつなげていける、そういう仕組み作りが大事だと考えております。

皆さんよく聞かれる言葉だと思いますけれども、家というのは住んでこそ家、これは非常に大事な言葉であります。例えば民家園というものがありますね。川崎の民家園。確かに立派な民家が移築されて並んでおります。しかし住んでいる人は誰もいない。非常に空虚な存在であります。ああいう民家園の家が果たしていいのかどうかという問題であります。家というのは建物というハードウエア、そしてそのうちに秘めたる歴史伝統、そして文化としてのソフトの部分、この両方の面があってこそ成り立つものだと思っております。その両面の保全維持のために、世代を超えて住み続けられるような環境の整備を、これから我々行政の方々と一緒に考えていきたいと思っております。

ではそれをどのようにしてやればいいのかという一つの方策ですが、例えば地域が一体となって管理活用ができるような仕組み作りが必要だろうなと。地方自治体の関係者と一緒にその管理活用を行っていく。それから修理保存事業。これが所有者の負担が余りにも大きいところから、所有者負担の軽減、そしてまた財政上、あるいは税制上の支援の充実をしてもらえたらいいなと思っております。

それからよくあるケースですが、地方の重要文化財のおうちなんかを訪ねますと、そこの御子息が東京の大学に入りました。そこで卒業して東京で就職いたしました。もちろんそこで伴侶を見付けて結婚なさいます。子どももできました。ということはもう東京人になってしまうんですね。そうすると、なかなかふるさとには帰ってこない。しかしふるさとには年老いた両親がいる。そして自分もいずれは帰って、その重要文化財の家を守らなければいけないという使命感だけはある。しかし現実に今の仕事を放り出して故郷に帰るわけにはいかない。こういった非常に難しい問題があります。そういった遠隔地に居住する所有者の方への支援制度、これも考えたいなと思っております。

最後ですけれども、文化財の維持管理・公開に知見のあるスペシャリスト、そういう特別な人材を文化庁でも育成を考えていただければいかがかなと。そして各地方自治体でありますとか私ども所有者を指導していただく、こういうスペシャリストの育成をお願いしたいと思っております。

きょうお配りしております資料の中で、私どもが昨年実施いたしましたアンケート、結構たくさんの資料になっておりますけれども、添付しております。この中に我々の会員さんが、自分たちの日頃の悩みであるとか、希望といったことを縷々書いております。なかなか読むのは面倒かもしれませんが、これはまさに生の声と思っております。また一度お目通しいただければありがたいと思います。以上でございます。ありがとうございます。

【山本調査会長】 ありがとうございました。非常に切実な声を反映していただきました。ありがとうございました。

それでは全史協の井澤様、よろしくお願いいたします。

【井澤全史協会長】 全国史跡整備市町村協議会の会長を務めております東京都国分寺市長の井澤と申します。本日はこのような場にお声掛け頂きまして、まことにありがとうございます。

早速ですが、私どもの全史協の概要から御説明申し上げたいと思います。冊子をお配り しておりますので、これを見ながらお聞きいただければと思っております。全史協会報と いうことで、2016年でございますけれどもまとめておりますので、こちらも御覧いただき たいと思います。

私ども全国史跡整備市町村協議会は昭和41年1月7日に設立されまして,もう50年を超えて活動しております。主に史跡,名勝,天然記念物及び重要文化的景観の所在する市町村をもって組織されておりまして,設立当初は39の市町村でございましたけれども,現在592

の市町村が加盟しております。これらの加盟市町村が協調して史跡等の整備に関する調査研究及びその具体的方策の推進を図り、文化財の保存と活用に資することを目的とする協議会でございます。具体的な活動としては、史跡保全議員連盟や文化庁さんとの密接な連携の下に、全国史跡整備市町村協議会関係予算、史跡等公有化助成、史跡等整備活用事業、そして埋蔵文化財発掘調査等の確保に向けた活動を積極的に行っているところでございます。

まず文化財の保存と継承の現状と課題についてお話しさせていただきます。御存じのように文化財は我が国の長い歴史や特色ある風土の中で培われてきた貴重な財産であり、我が国の歴史と文化を物語る大切な国の宝であります。これら歴史的文化的遺産を現代に生かし、後世に受け継いでいくには、史跡等公有化事業、史跡等整備活用事業、埋蔵文化財発掘調査等事業を充実させていくことが大切でありまして、その予算の充実も重要と考えております。また、地震や台風などの自然災害によりまして、各地で文化財が被害を受けております。現在も被災したこれらの文化財の1日も早い復旧に向けて、多くの自治体が取組を続けているところでございます。これらの課題解決に向けて、全史協では毎年全国大会総会を開催いたしまして、史跡等の整備に関する具体的な方策について意見交換を行っているところでございます。

次に文化財の管理の現状と課題についてお話し申し上げます。現在,有形文化財について,その6割が民間の個人であったり法人であったりの所有となっておりまして,それぞれの所有者により文化財に対する御理解を頂き,維持管理が行われている状況がございます。維持管理に係る諸経費につきましては,国・自治体により補助をしておりますが,一部を民間個人の所有者に御負担頂いている状況でございます。今までお話しいただいた方々にもそういう御説明を頂いております。文化財の日常的な管理に関しましては,有形文化財は所有者の努力により維持管理が行われているものもあり,所有者が文化財を存続させる意思が薄くなった場合に,地域の財産である文化財が滅失してしまうおそれがあります。恒久的に文化財の保存活用を推進するためにも,維持管理費についての直接的な補助が必要と考えます。

続きまして文化財の公開・活用の現状と課題について御報告いたします。今日の文化財 行政においては、日本の宝である文化財を地域の魅力として捉え、広く発信・活用してい くことが求められています。そのためにも史跡等の公有化、整備活用、埋蔵文化財の発掘 調査等の充実と、それに伴う個人や零細事業者に対する補助の充実等、より積極的な国の 助成が強く望まれております。

文化財の活用に関しましては所有者に任されている部分が多く、自治体はもちろん、民間事業者を巻き込むことでそれぞれが連携を図りながら進めていくことが重要だと考えております。これは経費の負担ということもありますが、ノウハウの不足による側面もあり、例えば民間事業者による公開や活用のノウハウの導入や、収益につながる活用を行うことで維持管理費の一部を捻出するなど、行政、所有者、そして民間事業者が協働することにより、文化財の持つ価値を十分に守りつつ、有効な公開・活用が進められるのではないかと考えております。

また、史跡においては掘削を伴う修繕や整備などを行う場合、管轄する都道府県教育委員会への届出や、国への現状変更等の許可の申請が必要であり、事務手続などが煩雑な状況があります。現在でも史跡の所在する自治体において、一部現状変更の許可権限を持つところもありますが、整備が迅速に進められるだけでなく、公開・活用につきましても民間事業者との協働といった点において有効に働いてくるのではないかと考えております。このためには許可権限の枠を拡充いたしまして、自治体での自由度を増すことが必要であると考えております。

当市のような史跡を有する自治体での公開・活用につきましては、往時の姿を復元することは非常に困難でありますが、AR・VRなどの新しい技術を導入し、可視化していくことにより、より効果的に活用することができると思っております。当市では、NHKの番組で放映されたCG映像を資料館やホームページで活用しております。これは職員が制作・監修に関わったもので、NHKと映像素材使用に関する契約書を締結いたしまして、市ホームページや市のイベントでの放映等、一定の要件の下恒久的に使用を認めていただいております。有料ではございますが、そういう形でNHKさんに御協力を頂いております。1分58秒の映像でございますので、1、300年前の武蔵国分寺がよみがえりますので、御覧いただきたいと思っております。

(映像上映)

【井澤全史協会長】 実はこれは「ブラタモリ」で紹介されたものでございまして、音が入っていませんけれども、こういう映像ということで今、市では流しているところでございます。

ありがとうございました。音が出ないので解説もしづらかったんですけれども、このように、文化財は本来持っている価値から様々な活用資源となることができると考えており

ます。今後様々な側面での文化財の活用が図られることと思いますけれども, 先代より受け継いできた文化財の歴史的・文化的価値は守っていかなければならないのでありまして, この価値を保ちつつ, 新たな魅力ある価値を加えるなど, 将来を見据えた計画的な活用が必要であると考えております。

次に文化財の一体的活用と地域振興に向けた制度改革についてお話をいたします。まず計画の策定に関してですが、保存管理計画の策定は大切な文化財を確実に次の世代へ継承していくために、文化財が持っているそのものの価値とその背景を明らかにし、適切に保存管理していくための基本方針を定めるものです。この計画に基づいて史跡の保護、整備活用を行うことで貴重な歴史遺産を後世に残していけると考えております。計画の策定に関しましては、文化財固有の価値を守り、継承していくための実効性のあるものが必要と考えております。計画の策定段階から都市計画やまち作り計画との連携や、民間事業者の協力を得ることも考えております。また、計画の実行につきましては継続的な支援が必要と考えられます。

また、計画の策定後、実際に文化財を保存管理するに当たってですが、保存管理計画等に基づく計画どおりの事業を展開する場合に関しては、ある程度の権限委譲をお願いしたいと考えております。例えば自治体が計画において責任の所在をはっきりさせることで、民間を巻き込むためにも、自治体に自由度の高い裁量を持たせるよう権限をおろすことも考えられると思います。

また、史跡等の整備は後世に文化財を伝える大切な事業でございます。現状に対する維持管理費の負担が大きい中で、さらに観光に対する十分な質を確保するための維持管理費については積極的な支援が必要と考えます。加えて、相続等の関係から所有者が文化財を保持できなくなり、最寄りの自治体へ寄贈・寄託するケースが増えてきていますが、自治体側も施設や土地に余裕はなく、埋蔵文化財に限らず、文化財保管施設建設に対する補助が必要であると考えております。計画に沿った保存管理、整備活用を継続的に続けていくためにはその費用の確保が必要となります。補助事業の活用はもとより、費用の一部を捻出するための方策が必要でございます。例えば収益を上げるような活用方策を民間事業者と共同で捻出するような活用方法の創出など、所有者や自治体が計画にのっとる形で、ある程度の自由度を持って恊働が成り立つような方策が考えられればと思います。

文化財を核とした地域振興への課題等に関しまして御報告を申し上げます。当市におきましても、クラウドファンディングを利用して市内の駅から史跡までの案内標識の設置を

行います。今後史跡地内においても同様に設置を予定しておりまして、このような事業につきましては、一定自治体の自由裁量により設置できるような制度の改善が今後の整備や公開・活用の推進につながるものと考えております。所有者と自治体だけではなく、民間事業者等を巻き込んでの一体的な計画策定が必要でありまして、景観やまち作りの計画との整合性を検討していくことも大切なことだと考えております。民間事業者と連携を図り、AR等の新しい技術を活用し、地域にあった魅力を高めることで観光につながるように、景観を壊さない範囲において進めていけるような自由度が高められる必要があるのではないでしょうか。民間との連携により、観光で得た収入の再投入をすることも考えられます。いずれにせよ、民間活力により文化財を活用する流れを生むため、ある程度自由度の高い取組が必要ではないかと考えております。

最後に文化財全般について少しお話をさせていただきます。まずは専門的な人材の育成や確保に関してですが、学芸員は地域資源を掘り起こし、価値付け、発信することができる地域の文化・歴史を語る上で欠かせないシティー・セールスマンの役割を担っております。そのため文化財部署のみではなく、場合によっては学芸員の庁内配置も必要となります。さらに一体的活用に向けては、埋蔵文化財に偏重しない豊富な専門領域を持つ学芸員の配置及び育成が必要です。また、学芸員のみならず、観光広報戦略担当職員に対して区域内にある文化財の研修等も必要となります。また、文化財部局だけではなく観光部局との連携が大変重要となりますので、この他部局との連携については、本市においては機構改革において平成26年度より、まちの魅力を発信するための市政戦略室というものを設置いたしましてシティー・セールスを行っております。平成28年4月からは前任のふるさと文化財課長を市政戦略室長に配置することで、より一層文化財と観光部門が連携を図れる体制を作ったところでございます。これは私の市長としての考え方でありますし、また全史協の中でもそういう御意見が多数寄せられているところでございます。各自治体においても首長の考え方や方策をしっかりと実践していくことが重要であると考えているところでございます。以上、御報告をさせていただきます。ありがとうございました。

【山本調査会長】 ありがとうございました。今3団体の方から非常に貴重な、あるいはまた切実な御経験についてお話しいただきました。

これから意見交換に移りたいと思いますので、御発表への御質問や御意見、自由に御発 言頂ければと思います。どなたからでも結構ですので、約1時間ございますのでどしとし御 発言頂きたいと思います。いかがでしょうか。先ほど民家の集いのところで、税制のお話 で、資料であったんですけれども、税制のアンケートのところでのポイントについて概略 を御説明頂けますか。

【高林重文民家理事】 まずこのアンケート調査をするに当たりましてとっかかりとなったものが、正直申しまして、皆さん御家庭によりましていろいろな税金の種類があるわけで、基本、重文に指定されています土地建物の固定資産税は無税でございます。ただし相続税については、土地建物、その当時の評価の7割減、3割評価、これが対象になってまいるわけですが、それはありがたいことには変わりありませんが、それで文化財が維持できているかといえば、全くできていないのです。恩恵がほとんどありません。制度とすればある程度税を軽減しますというお話なのですが、実際利用者からしてみますと特効薬には至っていない。それで皆さんどのように税に対して関心をお持ちでしょうかということがとっかかりでこのアンケート調査を始めたわけです。

一番頭を悩めておりますのは大体1世代に1度ある大規模修理。大規模といいましても3,000万円,5,000万円クラスから、中には20億円,30億円という総工費。よく国が80%ないし85%補助をする、個人負担は5%ですよと。パーセンテージだけ聞きましたら5%だけでいいのかなと思われがちなのですが、総工費20億円の5%といいましたら、個人負担は1億円になってくるのです。この1億円もの個人負担はとてもできないわけですね。じゃあどこから捻出するか。捻出のしようがない。また、先ほども申しましたけれども、ほかにある個人資産の土地を売却して修理代金の一部に充てようではないか。ただ、そういうときも売却したものに対して譲渡所得税が課せられて、結局その分もまたどこかからお金を集めてこないといけない。

もう一つ,重要文化財の家というのは銀行の担保にしていただけません。金融機関は担保評価ができないのです。土地も建物も、当然そうです。ですからそれを担保にしてお金を借りることすらできない。それに対して相続税が、たとえ3割でも賦課されて、それで皆さんどうやっていくのですかというところからスタートしたわけです。

その中には、皆さんいろいろ、立場によりまして全く違ってくるのですが、例えば都心部で文化財を維持している方と、山村部で文化財を維持している方は全然違ってくるわけです。山村部は山村部で、そこでは住めない。そこで住みたくても住めないといいますのは収入源がないのです。皆さんどこかで働かないといけないものですから、先ほどのお話にもありましたけれども働こうと思えば都会へ出ざるを得ない。都会へ出て働いているうちにだんだん実家と疎遠になっていく。ただ税金については、これは一律全く関係ありま

せんので、それはそれでまた税として払わないといけない。何をするにしても、今の税制 のままでは後継者が継ごうという気にならないのですね。

そういったところを皆さんどのようにお考えですかということを一度意識調査としてやってみようじゃないかということで、昨年初めてこのアンケート調査をいたしました。そうしましたら、大体予想どおりといいますか、皆さん抱えている悩みは一緒なのだなと思ったわけです。中には、税制を何とかうまく回避するというと聞こえが悪いかもしれないですが、例えば、財団にすれば相続税はかかってこないだろうということで、財団にされた方も結構いらっしゃいます。ただし、財団ですので厳密に言いますと個人所有からは手が離れているわけですね。財団の理事の中には、当然当主は入りますけれども、第三者の方も入ってこられるわけです。そうしますと自分の家であって自分の家でなくなってきている。ただ、相続税がかかってはどうしようも維持ができないので、言うなれば苦肉の策でございます。苦肉の策を今とらざるを得ない状況であるということをまず全員の共通として持とうじゃないかと。

それで初めて、つい先日ですが、うちで年に1度の総会を行いまして、文化庁の豊城参事官をはじめ、関係の方々がお越しになられまして、初めてこのアンケート調査の結果をお渡した次第でございます。そこには本当に生々しいことが書かれておりまして、多分そこに住んでいないと分からない心情的なもの、訴えを羅列しております。なかなか御理解頂けない部分、文化財に住んでいるということ自体、まずないケースですので、そのあたりの実情を是非皆さんに、この機会に知っていただけたらなと。今回ちょうどいい機会だったかなと思っております。以上でございます。

【山本調査会長】 ありがとうございました。簡潔にありがとうございます。どうぞ。 【後藤全文連常務理事】 今、民家の方がおっしゃったように、神社・仏閣も同じようなことが言えまして、檀家や氏子が10軒~20軒しかないところは、非常に行脚されて、やっと負担金を納めるという例があります。

もう一つ,文化財の修理技術の問題ですが,私ども全文連では,伝統技術保存団体連絡協議会を開催(年1回)して,伝統の建築技術,左官(壁)技術,畳製作技術,屋根の檜皮葺,本瓦葺技術,建造物装飾技術など国の認定を受けた伝統技術保存団体が集い,後継者や資材の問題に取り組んでいます。本日御出席の委員の先生方に積極的な御指導を頂けないかと思っております。今後,職人の育成,材料の確保はさらに大きな問題になってくるんじゃないかと思いますので,国家レベルでの取組でやっていただけないかと思い一つ

付け加えさせていただきました。

【山本調査会長】 ありがとうございました。さらに御質問・御意見ございませんか。

【岩﨑委員】 税金のことについて、とりわけ美術工芸品についてお尋ねしたいんですけれども、私は日本史の専門なんですが、数年前ぐらいかな、古文書とかも相続の対象になって税金がかかるようになったというお話があったり、指定をされると評価額が上がるので指定しないでくれという声もあると聞いたんですけれども、今のお話は土地建物だったと思うんですけれども、美術工芸品に対しての税制について教えていただけたらと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

【山本調査会長】 どなたかお分かりになる方。

【高林重文民家理事】 このアンケートの中にも細かく見ていきますとそういった類い のお答えもありまして、実際に相続を迎えて、相続税の税務署の立ち入り調査を受けられ た方もいらっしゃいます。昔はよく、灯籠一つに至っても相続の評価対象とされますよと いうことで、いろいろな見解があって裁判沙汰にもなったこともあったのですが、最近は そういったことはだんだんなくなってきている。といいますのが,その価値が分からない のですね。需要があって初めて供給があるわけで、価値という判断は非常に難しくなって きた。ただ、例えば100万円掛けて3年前に美術品をきれいに表装し直したとかいうことで あればその価値はあるわけです。例えば100万円で直したのであれば、3年前に100万円で直 しましたという価値は付けられるのですけれども、それがそのまま相続評価になるかとい えばそこが一定ではないのですね。こういう場所でお話しして申し訳ないのですけれども、 実際のところ調査に来られる方の裁量によって違うのです。歴史的価値というのは個人的 な判断も加わってきますので全く分からないのです。一定のラインがないのです。そこが 我々としても一番悩んでいるところです。こっちではこういうケースで指摘されたけれど もこちらではそういうものがなかったとか、実際にそういうことがあります。古文書につ いても相続税で対象にされたという話は、比較的最近は減ってきております。でも全くゼ ロかといえばそうでもないというのが実情だと思います。

【山本調査会長】 ほかに御意見・御質問ございませんか。

【金野委員】 一般社団法人ノオトの金野と申します。よろしくお願いいたします。私は重文民家ではない、普通の古民家の再生・活用の仕事をしております。きょうのお話を聞いていると、大きく議論としては税制の見直し、文化財予算の充実ということがベースにあると思うんですね。そのときに文化財というものを、きょうは重文とか、しっかり指

定をされた文化財のお話なんですけれども、裾野が結構ありまして、我々の対象としているような市井の古民家も文化財ではないかという観点からもお話しさせていただくんですが、それぞれ、3者の方に御質問も含めながらお話をしたいと思うんです。

我々のところにいろいろ相談が来ておりまして、著名な社寺の方々からもお話を頂くのは、今までは門前町は門前町で好きにやっているわけですけれども、社寺側からしても、自分たちの門前町だし社寺と一体になった貴重な文化的な遺産であると考えた場合に、そこが安易なお土産物屋さんになっていたりするのは残念である、ついては一体的な再整備を検討したいというお話を頂くんですね。さすがに重文の社寺をレストランやホテルに活用するというのは、宿坊とかを除きますとなかなか難しいと思うんですが、門前町には実は歴史資産が残っていて、そこに滞在して社寺を訪ねるというツーリズムはすごく可能性があると思うんです。そのようなお考えがあるかどうか、後でお聞かせください。

それから重文民家ですけれども、まさに住んでこそ家ということで、そこに住まうということが大事なんですね。地域の名家ですので、お住まいになりながらお客様を迎え入れられたり、そこで今で言うとイベントがあったり、コミュニティーのお祭りがあったりという特別な日というのがあったと思うんですね。そういうものを現代風に置き替えると、ホテル営業というものは結構そういうものなんです。重文の建物でありますときっと空間を生かしたすばらしいものになって、料金水準も高いものになると思いますので、例えば欧米の富裕層などがやってくるラグジュアリーなものになると思うんですね。そこでそこにある空間を楽しむ、それから伝統行事を楽しむというのは特別な体験だと思うんです。そういうことが可能なのですが、そういうことに抵抗がないかどうか。我々の今までの経験ですと、文化財の建物をそのように使うのは下品であると受け止められてなかなか受け入れられないんです。でも文化財予算の充実とか税制の見直しを行っても守れない状況がきっとあると思うので、その辺に抵抗がないかどうかをお聞かせください。

もう一つお聞きしたいのは、自治体に移管する動きがあるということですが、実は登録 文化財や未指定文化財でもあります。基本的にそういうものは自治体は受けないです。も らってしまうと改修費にすごくお金が掛かって、またランニングにお金が掛かるのは分か っていますから受けないですね。それで我々のところに御相談が来ているということがあ ります。重文ではいかがでしょうか。寄付などを受けていただけるのでしょうか。。

【山本調査会長】 活用された経験から、それぞれのお立場からしたらそういう可能性はどうだろうかということですけれども、3者への質問でしたので全文連から。

【堀田全文連役員】 全文連の中でも社寺の立場からお話しさせていただきます。基本的にはお寺、お宮さんというのは宗教施設なんです。ですからそれをお金に換える、お金儲けするということは元来の目的とは全く違うんですね。今、文化財でも保存と公開ということが非常に表面化しております。公開するためには修理保存しなければならない。お金が掛かるから拝観料を取って、そのお金でやりなさいということが取り沙汰されておるんですけれども、先ほど言いましたけれども宗教施設なんですから、拝観料を取るということ自体は邪道というと悪いんですけれども、どんなものかなという。例えば京都でも一歩門を入れば拝観料というお寺もたくさんあります。そういうところは資金も潤沢にあって保存公開といういいあれができているんですけれども、例えば私は知恩院なんですが、知恩院は信仰のお寺ということが大前提ですから拝観料も取らないんですね。そうすると資金源がないということになると、ほとんど多くのお寺、お宮さんは拝観料では賄えないということだと思います。

この前の、何のアンケートだったか失念しましたが、お宮さん、お寺さんで檀家・氏子が減りましたかというアンケートで、70%の方が減りましたと。浄土真宗のアンケートですけれども、今お寺を改築修理しなければならないですかというと、80%がしなければならない、でもできないというのがアンケートとしてあるんです。それは現実だろうと思います。宗教離れ、檀家離れとか言われておりますように、少子高齢化でだんだんと人口も減ってくる。1人おじいちゃんが亡くなれば檀家が1軒減るという極端な例ですけれども、そういうことで宗教法人も解散・合併は目の前に迫っておりますので、そういう中で文化財をお寺個人、お宮さん個人、個々に保存していきなさいという時代はもうない、潰えていると思っております。

【山本調査会長】 ありがとうございました。

【三田重文民家理事】 私どもの会員の中にもそういう意味での活用をしておられるところが二、三ございます。例えば喫茶店をしておられたり、古い広い土間とか、いろり端といったところで喫茶を楽しんでいただく。そういう御商売をなさっているところ、あるいは静岡の方でも料理屋さんをやっておられます。しかしこれらは大幅な改造とか改装とかはしておられません。現状をそのまま維持しながら、その空間だけを利用しながらやっておられます。ですから、今おっしゃいましたような、例えば立派なホテルとか旅館に改装する、これは文化財指定を受けている関係上問題があります。そういったことで、旅館業務をしておられるという話は今のところ聞いたことがありません。あるがままの状態で

お座敷にてお泊まりいただくといったことはしておられるところもあります。

実は昨年ですが、イギリスに、やはりこういう文化財を保護されておられますHHA、ヒストリック・ハウス・アソシエーションというものがございます。これは歴史的建造物協会、ここのベン・カウエルという理事長さんを日本へお呼びしまして、イギリスでの文化財保護の講演をしていただいたわけであります。そうしますと、やはり向こうの基本はそういうビジネスに物すごく力点を置いているわけですね。皆さんNHKの番組で11時からやっておりますダウントン・アビーというものを御存じでしょうか。イギリスの物語ですが。これは昔から古く続いた貴族のお家が文化財に指定されておりますけれども、我々の持っている民家とは全然レベルが違いまして、まさに御領主様といいますか、ダウントン・アビーの、石造りの大きな、お屋敷というよりもお城のようなところなのですね。そういったところはどのようにやっているのと我々が質問いたしますと、随分と活用が、例えば結婚式場に使っている、もちろんレストランとして使うこともある。あるいはいろいろなパーティーの会場として貸し出している。そういった活用をしていると言われておりました。しかし我々のような民家の場合、そういった活用がどこまで可能なのかという疑問点もあります。

先日もテレビで、重要文化財ではありませんけれども京町家を改装されまして、中へ入ると見まごうばかりの立派な旅館になっておりまして、海外からのお客様がそこで結構高いお金を払って、日本の旅館を楽しんでいただく、そういう活用の仕方もしておられます。 しかし重要文化財の場合にそれが果たしてどこまでできるのかということは問題です。

もう一つ問題がありますのは盗難問題。例えば我々一般公開をいたします。不特定多数の方もたくさんお見えになりますね。そういったときにお座敷だとかあちこち,我々の目の届かないところがありますけれども,中にはそういうよこしまなマニアがいらっしゃいましてね。くぎ隠しを外して持って帰るのですね。なかなか立派な江戸時代からの古いくぎ隠しなんかありまして,それを特殊な金具を持ち込んで外して,そういうコレクターがいらっしゃるのです。ですから一般公開の場合も非常に我々気を使う。そういう特殊な人たちというのは戸締まりの状況はどうなのか,後日改めて訪問しようかなという方もいらっしゃることもあって,ましてやそういう御商売をするということになりますとそういう問題が出てくると思うのですね。そういったことで難しい面は多々ございます。

もう一つ質問されました公有化の問題ですが,有形登録文化財の場合は地方自治体が公 有化の受け入れをしてくれないとおっしゃっておりましたけれども,我々重要文化財の場 合,地方自治体で、これはあくまでも交渉ごとですので、現に高林が住んでおります堺では、堺市で買い上げていただいて、堺市の所有物として改装、そして公開、立派な観光ルートの一つとして活用なさっている。こういうケースも中にはあるのですけれども、言うなれば地方自治体も決してウエルカムというわけではない、特別な出費を伴うものですから問題があるということでなかなか受け入れはしてくれないのでしょうけれども、重要文化財の場合にはいやいやながらもやむを得ずという形になっているのかと思います。以上でございます。

【山本調査会長】 自治体側はいかがでしょうか。

【井澤全史協会長】 私ども自治体側とすると財政的な負担を負うことは難しくて、先 ほどからお話がありましたように簡単には公有化できないという状況があります。今のお 話の中でも出てきましたけれども,例えば私どもは史跡・遺跡が中心でございますので, そういう場所は交通の便が余りよくない場所なんですね。そこまでの足の確保ということ になると,停留所が必要であったり,遺跡の中にそういうものを造るとなるとこれもまた 困難であるということもあります。また、観光に生かしたいと思っても地域や場所により ます。私どもは東京都の中なので近い場所にありますけれども、地方に行くと非常に遠方 にあるということで、そういうところを少し緩和していただけるといいかなと思います。 また、例えば遺跡の中に茶店を造ったりトイレを造ったりということになると、これもや はり遺跡を損なわないようにということも当然ありますので、この辺の設置についても、 周辺にいい物件があるかどうかとなるとなかなか自治体では取得がしにくいということが あります。史跡の指定をしていただいて、私どものところで言いますと都会の緑を守ると いうことで非常にありがたいお話ではあるんですけれども、都会であるから地価が非常に 高くて、予算を付けていただいても買える面積が非常に小さくて、自治体としても5,000 万円、1億円出しても大した面積が買えないという問題点もあります。そういう意味では自 治体とすると財政的な面で、寄贈・寄付を頂いたところでその後のメンテナンスのための 費用が掛かるのでどこの自治体も悩まれるんじゃないかと思います。保存していかなけれ ばいけないということは分かるんですけれども、その辺の問題があって自治体さんが積極 的でないという立場は私どもも理解できますね。

【金野委員】 ありがとうございました。私自身も何もかも活用したらいいとは思っていなくて、保存すべきものと活用するべきものとどこかで線引きがあるんだと思うんですが、重要文化財指定されたものでも活用のカテゴリーに入れていいものもあると見ていま

す。実際,我々活用するときは,指定文化財ではなくても,可逆性,区別性など文化財保存の基本的な観点を入れながら,文化財を生かすような改修の仕方をしています。このあたりはこの調査会の論点の一つになるのではないか,活用することで残していくという方策を探るというのがあるのではないかと思っているんです。

ちょっと時間を頂いて二つだけ御紹介したいんですけれども、つい最近、文化庁さんが 奈良少年刑務所を重要文化財に指定したうえで、法務省さんがホテル、レストランなどに 活用する事業コンペをされて、事業者も決定しました。そのときに、建物の外観・内観は 基本的に保存していますが、舎房の壁をある程度取り払って、部屋を大きくして活用する ことを推奨している。これはある程度文化財を壊しているんですが、それはオーケーです と。敷地内に新しい建物を建てて収益性を高める。これもオーケーですということでやら れている。実例としてもそういう時代が来ているということですね。この調査会の議論は、 その実例の後追いになるのですけが、そのことが一つ。

それともう一つ,前回も私が紹介した別邸ですが,10年間の名勝指定の検討を経て,ただしそれを名勝指定して市が買って直して管理するのは困難ということで,名勝指定をあきらめているんです。今,宅地分譲の開発許可申請の段階です。土地は3億円,活用のための開発費が3億円ぐらい。これを全部民で負担するのは収支が難しいのですが,市が3億円を出して取得する。これは名勝指定すると自治体の場合,補助金を受けられますので負担は相当少なくなるはずなんですね。そのうえで我々のような民の事業者が3億円の工事費を掛けて,その建物を後世に伝えることはできるんです。そこに立派なお屋敷があって,そこに滞在してもらって,地域の文化がある,そういうものを体験する宿泊施設として文化的な価値が分かる日本人,外国人に来ていただいて経営することは可能なんですね。今の話は名勝ですが、重文民家でも同じことです。

これまではこうだったというのを外して、この調査会で議論をしていただきたいと思っています。

【山本調査会長】 中川先生、西村先生、建築のことで話が出てきましたけれども。

【中川委員】 それでは京都の経験からお話しさせていただきます。今全文連や重文民家の集い、それから行政の方のお話を聞いて、皆さん共通した課題を抱えていらしていて、基本的に資金、人材、技術でお困りであると。それらにつて、文化財を活用することで、クリアできるかということが課題になるのだろうと思います。私のように大学の研究者をやっていますと、文化財の価値がどうかということを、行政から呼ばれて、いろいろ委員

会などで判断するという役回りをやらされるわけですね。でもちょっと今展開が変わってきていまして、私が勤務する京都工芸繊維大学では京都デザインラボというものを立ち上げました。これは文部科学省から国立大学機能強化事業の支援に採択され立ち上げたものですけれども、世界からデザインや建築で最先端の研究で実績のある研究者を呼んできて、その視点も入れながら、京都を新たに分析していこうということをやっています。具体的には、デザインや建築に関わる実際の事業を展開することを始めているのですが、そうすると、お寺さんや民家の所有者の方から直接に具体的な御相談を受けることが出てくるんですね。その経験から分かった一番重要なことは、今までの文化財制度の枠組みの中では、所有者がいて行政がいるという単純な関係しかないということですね。けれども、実際には、第三者的、つまりその間に入る組織が非常に重要ではないかということがわかってきました。海外だと、欧米はもちろん中国などでもそうですけれども、大学の先生方が文化財の修復や活用に事業に積極的に主体的に関わっているんですね。日本の場合、逆に文化財行政とその制度が非常によくできているからということもあるんでしょうけれども、大学が主体的にそうした事業に関わることがなかなかできていない。

あるいは、技術の課題でも同様の経験をしています。今、関西大学の建築構造学の先生 が立ち上げた文化財修復構造技術支援機構というNPOの理事もやっています。私自身は,構 造技術は専門外なんですけれども、文化財の構造的な補強をどうするか、これは歴史的な 視点からの検討も必要で、それを個別に案件ごとに検討していくお手伝いをしています。 文化財建築の修復の場合には、どこを修復するかは大変重要で、慎重に文化財の価値を考 えなければいけないわけですね。このNPOは、行政から完全に独立してやっているわけです が、いろいろな相談を頂くようになりました。もちろん行政も、文化財の保存・活用には たへん努力されています。京都市さんも、文化財修復・活用に関していろいろな事業を展 開されています。けれども、今文化財の制度も、文化的景観とか日本遺産とかいろいろで きてきて、そもそも文化財の数そのものが、登録文化財ができたこともあり、すごく増え ているわけですね。見ていると地方行政も、なかなか手いっぱいなところがあります。ま た,日本遺産のストーリー作りなどは典型ですけれども,地域に開くという,文化財その ものが持っている価値ではなくて、地域全体でどういう価値があるかというストーリーを 作ることも行政の仕事になってきた。そうした状況を考えたときに、地域で活動している NPOだとか大学だとか, いろいろな支援団体, あるいはヘリテージ・マネージャーのような 個人に,所有者と行政の間に立って活躍していただくことを真剣に考えなくてはならない のではないか。

先ほど御意見が出ていましたけれども、文化財の価値は従来よりかなり多様化してきてしまっていますよね。先ほどの京都デザインラボで、例えばヨーロッパの連中を連れて町屋の中に入ると、我々が思いも付かなかったような価値を指摘する。そうした外部からの評価というのも重要になりますよね。しかし、そうした価値判断を集約できるのは、多分所有者でも行政でもないだろうと。あるいは文化財活用の事業化のいろいろなアイデアを出すことができる団体や個人も大切で、活用を考えるときはそういう団体を支援していくことも必要になるでしょう。日本の場合、そうした取り組みが遅れているところだと思います。京都での経験から、そのことは強く思います。以上です。

【西村委員】 私も今の中川先生の意見に賛成なんですけれども、恐らく今議論の続きをするとすれば、そうした活用をする人がこうした文化財の仕組みの中に位置付けられていないのが問題だと思うんですね。

一つこれに近い例は、今の文化財の中でも恐らく洋風建築の場合はオフィスとか、非常に大きいものがあるので、文化財の指定の中でも、保存活用計画の中でも位置付けられているので、そこが一つのモデルかなと思うんですね。そういう大きな洋風建築の場合は、所有者も法人だったり、組織的に大きいので、中で活用を考えるような舞台を持つことができると思うんですけれども、きょう議論しているのは個人所有だったり、もう少し規模が小さい。それで今の所有者、管理責任者にだけこういう役割を考えるのは非常に難しいのではないかと思うんです。その意味で言うと、洋風建築と和風の民家と比べると違いはあると思うんですけれども、議論が非常に大きく、どこまで保存してどこの部分を活用するのかというあたりの計画を、そういう立場にある人がきちんと立てることはある程度可能だと思うんですね。敷地といってもそんなに狭いわけではないと思うので。しかしなかなかそういうことが位置付けられていない。法律を改正するのであればそこのところをうまく作っていく。

もう一つは、恐らくこれは一つの点としての文化財だけではなくて、都市全体の中でそういうものがある戦略の中で生かされていくことに非常に意味がある、公共的な価値があるということが言われないと、行政、法律の仕組みとして解説するのは難しいと思うので、その意味で言うと、ある地区のこうした歴史や文化を生かすような計画の中にこうしたそれぞれが位置付けられていって、そうした大きなフレームの中でここの活用を考える人がきちんとアポイントされるとか、そういう仕組みが出来上がっていくと進むのではないか

と, 聞きながらそう感じました。以上です。

【山本調査会長】 今いろいろ御提案もありましたけれども、団体の方、どんな感じで しょうか。どうぞ。

【原委員】 今,建物の活用の方に話が随分向いているような気がするんですけれども, 文化財は多種多様でございまして,活用できる文化財と,保存を最優先にしないとならない文化財と,美術工芸品なんかにも多いと思っているんですけれども,建造物の中にも美術工芸品的な文化財が非常に多く含まれているんです。そうなるとどうしても普段は非公開にせざるを得ないものがすごく多いことも事実なんです。

その中で、今議論を整理した方がいいかなと思っていまして、この調査会は活用という ことが大きなテーマではあるんですけれども、一方で私ども10年前、平成9年に報告書を出 したときに分かりやすい言葉で都民に語り掛けたのが、文化財は四つの柱があると。守る ことと生かすこと以外に、育てることと拡げるというものがあるんじゃないかということ を私どもの組織の中で考えまして、外に発表して、文化財ウィークというもので皆様に文 化財をもう一度見直していただきたいということで事業を始めたんですが、育てるという のはまさに文化財に対する理解を育てていくということもありますし、それから文化財を 守る人材を育てていく。それから所有者さんの意識も育てていくという意味もありました。 拡げるというのは、まさに文化財に指定されていないものに対しての意義を見付け出して もっと文化的なものを見付けていこうという意味での拡げる、当時文化的景観だとか新し く登録文化財制度なんていうことも言い出されまして、我々は一体何をしたらいいんだろ うかということで、そこに所有者と行政だけの中で守ってきていたものを、もっと市民の 力というか市民のアイデアを入れていかなければならないかなということで、平成9年に 我々文化財ウィークを始めようということになって、平成10年から始めて、その公開・活 用に市民の方々の力を入れるという形で始めてきていたところなんですが、それからもう 20年たちまして、今お話を聞いていますと、皆様のお話の中で出てきたのは、ちょっと下 世話な言い方をしますと五つの切り口があると思ったんです。人と、お金と、材料と、技 術と、最後に知恵なんだなと。今まで私どもというか文化財の保護行政が、守る、生かす、 育てる,拡げるという制度の中で四つの基軸を持って取り組んできたんじゃないかと思っ ているんですが,そこに人と,金と,材料と,技術と,最後に公開というものの知恵をど のように入れていくかということの議論をちょっと分けて話さないと、美術工芸品の方に は材料とか技術の育成者とかいう問題もすごく入っているんです。一方で公開していくと

いう知恵を投入しなければならない。活用していく、それから人を育てる、お金を、仕入れ、材料を確保する、そこにも全部知恵が必要なんだろうと思っています。それができる文化財、人を稼げる文化財と、お金を稼げる文化財と、材料を確保する必要がある文化財、それから技術を育てるための文化財もあると思うので、一つの文化財で全部できると思わないでいただきたい。どれに向いている文化財なのかということをちゃんとコーディネートしていかないといけないんじゃないかというのが現場の私の思いなんです。

そうだとすると、最近、個人的な話なんですけれども、とても介護が大変なんです。介護一人面倒を見るのに、ケアマネージャーさんがいて、家の面倒を見てくれる方がいて、リハビリの面倒を見てくださる人がいて、心の問題を見てくださる人、4人の人が一斉にうちに来て、これから原さんのお父さんをどうしましょうという話をするんです。人一人なのに、それだけの地域の人たちが、4人の人たちがそれぞれの技術と知恵を出し合って、この人に一番いい方法は何だと考えているのに、何で文化財にはそういう仕組みがないんだろうと実は思っているんです。言われれば、もちろん文建協さんを呼んできたり、例えばNPOさんとか、いろいろな人を呼んできて所有者さんの周りに集めて、そしてどうしようかという、その人に対する処方箋を必死になって書くんですけれども、そういう仕組みがないかなと思っていまして。1つの文化財を守るために地域に合った、その人に合ったプランニングをしていかなければならないと思っているんです。その文化財が目標とすべきものが何なのか、これは唯一無二なんだからしようがないよ、年に1回公開すればいいじゃないかとなると、それに向けた保存と管理と人の投入とお金、一番安くするのをどうするかと考えるはずなので、もう少しマネジメントをする何らかの組織が必要ないんじゃないかと思いました。

【山本調査会長】 ありがとうございました。一挙に議論は佳境に入ってきたようで、 しかし本当に文化財という一つの概念でくくれない多様性ですね。建物でも洋風と木造だ けではない、本当に個々の文化財の多様性、それをめぐってのいろいろな角度からのマネ ジメント、しかし今までの文化財保護法の枠組みの中だけでは解決できない問題がかなり 詳細に出てきたのではないかと思います。どうぞ。

【藤田委員】 私、建築のことしか分からなくて、つぼとか絵とかは、好きではあるんですけれども分からないんですけれども、今の原委員のお話は非常に賛同する部分が多くて、建築関係で言うと、随分前になりますけれども建築確認申請というのは地方自治体が特定行政庁でやっておられたけれども、それも第三者機関でやるようにして、特定行政庁

の人たちも忙しいから確認申請が遅れたりとかいろいろなことがあった,それ以外に姉歯 さんがいたんですけれども,それで民間開放したということで,問題は多少あるにしても, それで建築関係の仕事の進め方を随分,多様性を持てたように思います。

今回,私もそういうオフィスというか,大きい建物を保存して活用するという仕事に関係していたんですけれども、当時というか、今でもそうですけれども、文化庁の皆さんとか、いろいろな先生方も非常に協力していただけるので、それでも結構時間がかかるんですね。建物のことばかりですみませんけれども、今インバウンドとかでいろいろな多くの建築を使っていただくことになると、今必要なことはバリアフリーとか、その前に安全性ですね。耐震とか火災とか。そういうものがあった上で、そちらは技術的に、いろいろな先生方が研究しているので進んでいくんですけれども、誰と相談したらいいんですかというと、文研協とか、文化庁の皆さんとか、県の皆さん、市の皆さんとするんですけれども、皆さん忙しいんですね。

今、原先生のお話でも、忙しくて手が回らないということが、それが本当に仕事を進め るのに難しいかどうか、先ほど奈良の少年院の話があったけれども、あれみたいに中のも のは取り払ってもいいよという、文化庁なり文化行政の中でも大胆な判断があったから進 むんですけれども,個々にそういうものをやってくれるかというとすごく大変そうなので, これはきちんとした地域の資格者とか、そういう人を育てていただくと、それでその人た ちがいい加減なことをしてはいけないので、本当に残すものを残さないといけないんだけ れども、少なくとももっと受け皿が増えて、私とか皆さん、事業者があるとそっちに出す 経費は、民間でも国でもいいんですけれども予算化して払えばいいということで、今の確 認申請と一緒ですけれども、そういう仕組みを作っていただければ、それでその人たちを きちんと文化庁で指導するなりすればもっと、少しでも早く、相談の窓口も増えるんじゃ ないか。今までお話があるNPOの人たちはみんなボランタリーみたいなものですよね。それ ではなかなか仕事にならないということで、こういった仕事は本当に事業としての中で見 れば、そういうことについて考えていただいたりするというのは、全体の事業費の1%ぐら いであれば、それこそ工夫のできるところだと思っていて、そんなようなことで、今の介 護の話からすると,そういった皆さんと同じように,その人たちだって全部責任もあるし 資格もあるんですね。そういう人たちが増えていけば文化行政というか,文化財の保存の ことも進むのではないかと思いました。よろしくお願いします。

【山本調査会長】 そろそろ時間が迫ってきましたが、ほかに、どうぞ。

【村上研究官】 すみません、オブザーバーで来ていても発言できるということでしたので。一つ考えていただきたいのは、人口の偏在がこれから先ますます進んでまいりますので、いろいろなところで、田舎の方なんですが、もう檀家さんの数が本当に少なくて、社寺なんかで氏子さんの数が少なくて、行政の我々が寄付金集めをして修理費を捻出するようなことまでしないといけないようなところが発生し始めているんです。これは本当に大変なことなんです。そういうことから兵庫県内の神社庁の方とお話もしに行ったこともあるんです。彼ら、40年間で神主さんの数は増やしているんです。神社の数はほとんど減っていないんです。数十ぐらいなんです。彼ら自身は物すごく努力しているというのもそこで分かったんです。だけど、地域自体の力が減衰するという致命的な欠陥が今出始めていることを我々は考えないといけない。そうすると、おっしゃるように活用ということをして、その減衰した部分を何で補填するかということも考えざるを得ない社会構造になりつつありますので、その辺は本当に考えないといけないなと。

プラス、そのコミュニティーの減衰したところを何で補完するかというときに、これからは専門的な職能を持った民間の方が広域的に効率的に補完しないと難しくなるんでしょうと。それが今説明された介護の姿であろうと。文化財も同じように、社会全体として何で補完するかといったときは、我々既に特別公務員のような形で文化財保護指導員のようなことを文化財保護法の中でうたっていたんですが、あれがもっと拡大してきて、活用のところまできっちり言うような話をしていかないと、介護とパラレルに我々の文化財の分野が進んでいかないんじゃないかと感じているわけです。

実を言いますと二十数年前に震災のときに、所有者と行政の前から事業者が全て消えてしまったんです。阪神淡路大震災のときに私の目の前から、行政の人間はいらっしゃいます。所有者の方もいらっしゃいます。だけど、そこの場所をうまく使っておられた事業者の方々がすっと消えてしまったんですね。そのときの状況は、これから先、地方ではかなり起きてくる話だろうと。そのときに初めて、活用ということを本格的に考えないと難しいなというのは、私自身の個人的な経験としては感じた。その中で、結構今から言うと、活用のレベル的には柔軟にやっていたあの神戸市の状況でさえ非常にしんどくなったということですので、これからコミュニティーが減衰してきたときにはかなり活用の部分を真剣に考えないと、維持するのは難しくなるだろうと見ております。そういう意味で民間の方の力を借りたいということで、ヘリテージ・マネージャーという制度も立ち上げてみんなと一緒にやっております。そうすると、先ほどから議論に出ていますように、所有者の

相談相手,これはかなり進んでまいりました。一人,二人で行政の人間がやっていたのではなくて,今400人ぐらいいますので,各市ごとにそういう相談をしてくれる人がいらっしゃいます。ただし,もう少しレベルを上げないと,実際の技術的な修理がなかなか難しい。それは中川先生がおっしゃったように,大学の中でそういうレベルのことを本格的にやり出さないと難しいのかもしれないなという思いを持っております。

20年ぐらいそういうことを見越していろいろと手は打ってきたんですが、そろそろ制度的にまとめていかないと難しくなってきておりますので、個別の単体は、個人の気持ちである程度はカバーできるところはありますが、地域全体になってきたときは、計画ということを制度的に入れてこないと難しくなるんじゃないかと思っておりますので、今議論として最終的に考えていただきたいのは、過疎化が早く進む地域と、まだ維持できるところの場所との違い。ローカルエリアとグローバルエリアみたいな感覚の二極化が今進んでおりますので、それも前提にして考えるという中で、新しいメンバーとして民間のそういう活動をする方々の位置付けをどうしようかということを、全体計画の中でうまく見付けることが私の希望するところだというでございます。

【山本調査会長】 ありがとうございました。時間も詰まってきましたので、そろそろよろしいでしょうか。本当に最初、3団体の方から具体的な実情、それも切迫した事情のお話がありましたけれども、加速度的に展開するというお話がございました。その後いろいろ個別の論点が浮かび上がってまいりまして、今、原委員、村上アドバイザーからまとめ的に整理していただきました。急速に変化する新しい時代に向かって、過去の遺産を継承しながらどのように新しい方法を生み出していくか。きょう出た問題は文化財の問題だけではなくて全ての領域にわたっている問題を、日本がどう曲がり角を曲がっていくかというときの個別の議論でもあったと思います。その点では、それを一つの法の体系の中にどう組み込むかというのはまた非常に大作業になると思いますけれども、きょう出された問題をまた整理してさらにこの会議を続けていきたいと思いますので、じゃあ最後。

【岩﨑委員】 申し訳ないです。きょうの議論とはずれるんですけれども、今後議論をしていく上での前提になると思いますので文化庁に少しお願いしたいことがありまして、 具体的には美術工芸品の活用保存をめぐる事柄です。きょうも配られていますけれども、 文化庁のまとめで文化財の行政があります。参考資料4ですね。私、この間の会議から帰っ てこれを見直していたんですけれども、具体的に美術工芸品の活用を考える上では余り具 体性がないなという印象を持ちましたので、是非資料として提示していただきたいことが4 点あります。

これまで美術工芸品,様々な修理をしてきています。それは,先ほどどなたかのお話が ありましたけれども公開するための大前提なんですね。その補助事業というか指導なんか も積極的に文化庁はやってきていると思うんですけれども、その実績ですね。それが何年 のスパンがいいのか分からないんですけれども、何件、何点の美術工芸品をこれまで直し てこられたのかという実績を見せていただきたい。そういう修理を前提にして安定したも のをこれまで展示などで公開されてきていると思います。これは活用の部分ですね。それ はどうなのかということです。実績を示していただきたい。指定品、国宝・重要文化財で、 所蔵者が展示する場合には文化庁には上がってこないんですけれども、移動する場合には 必ず移動届が出ますので、何年に何件の展覧会があって、そこに何点の国宝・重要文化財 が出たかということは文化庁で把握できていると思いますので、全てを網羅したわけでは ないというただし書き付きでその実績を示していただきたい。加えて,そのように指定さ れた文化財が公開されたときに何人の方が受益したのか、それを共有できたのか。入館者 数がそれにあたると思いますけれども,全ての博物館の実績を計ることは難しいと思いま すので、とりあえず国立博物館4館に限定して、国宝・重要文化財が出た展覧会が何件あっ て,何人の方たちがそれを御覧になったのかという実績を示していただきたいと思います。 これまでの保存と活用の実績成果と、その中にどんな問題点があったかということを具体 的に共有するのでなければ、先ほど原先生のお話があったように、極めて多様な唯一無二 の文化財ですので、抽象的な議論では進んでいかない部分があると思うので是非それをお 願いしたい。

併せて、私も博物館にいまして本当に恥ずかしいことなんですけれども、この1月に展示をしているときに、展示作品の表具が、5分ぐらいの間に見る間に縮むという恐ろしい経験をしました。それは指定品ではないんですけれども、そのときにはどうしたらいいか分からず本当に慌てました。少し落ち着いて確かめてみると、湿度が物すごく下がっていたんです。いつもは使わないエアコンを、その日はとても寒い日で、朝から展示の作業をしていましたのでつけていたんですね。その結果湿度が物すごく下がって、それを十分に配慮できずに展示してしまって、その結果、大変なことになりました。南北朝時代の絵画でしたので、本当に脇から冷や汗が出たのは忘れられません。何が言いたいかというと、展示に際して、たくさんの事故が起こっていると思うんです。美術工芸品を展示すれば、移動すれば、いろいろなところで事故が起こっているはずなんです。そういう届けが多分出て

いるはずです。個別の名前を出すのは具合が悪いと思いますので、A博物館とかB寺という形で、今までどういう事故があったのかを、数字ではなくて具体的に詳細を見せていただきたいと思います。それは活用する上でどういうことを気を付けなければいけないかという参考になりますし、借りて展示をする場合には博物館は必ず保険を掛けて保障しなければいけないんですね。観光業でそれを利用しようといった場合には非常に重要なポイントにもなってくると思うので、どういう事件が起きて、それに対してどういう対処をしたのかというところまで含めて実績を、これは個別事例として具体的に示していただきたいと思います。

きょうは建築関係で議論が進みましたけれども、美術工芸品の作品については多分しば らく先のこの会議で議論することになると思いますので、その前提の情報として、是非委 員の間で共有できるようなことをしていただけたらと思います。すみません。全然違うこ とで。

【山本調査会長】 ありがとうございました。ワーキンググループが立ち上がって、今のような問題が検討されると思いますので、その議論をこの会議でも出していただくことになっていますので、今の問題を整理して扱っていけると思います。

それではきょうの会議を閉じさせていただいて、事務局にお返しします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 皆様本日はありがとうございました。事務局から事務連絡をさせていただきます。次回ですが、6月30日金曜日の午後2時から午後4時まで、場所は合同庁舎、文部科学省の建物に隣接しております金融庁が入っているビルですけれども、7号館の西館13階で開催いたします。議題については本日と同じく関係からのヒアリングを行いたいと考えております。場所等を含めまして、詳細につきましては追ってメール等で御連絡いたします。

【山本調査会長】 それではきょうは終わらせていただきますが、3団体の方、本当に貴重な御意見、御体験、ありがとうございました。では終わらせていただきます。

— 了 —